

3. 「特別の教科 道徳」（道徳科）が始まります

「道徳の時間」が平成30年度から「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」とします。）となり、小学校・義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部において、教科として実施されます。

なぜ「特別の教科」というのでしょうか。

道徳科の授業は、学級担任が担当することが望ましいと考えられること、3・2・1や◎、○の数値等による評価はふさわしくないと考えられることなど、各教科にない側面があるため、「特別の教科」という新たな枠組を設けて位置付けられました。



「特別の教科 道徳」になってどんなことが変わるのでしょうか。

- ・文部科学省検定済の教科用図書（教科書）を使用します。〔参考1〕
- ・児童の授業中の学びの姿や成長の様子を認め、励ます評価を行います。〔参考2〕

〔参考1 「ふるさと とちぎの心」の活用〕

これまでは各学校で独自に補助教材等を使用してきましたが、「道徳科」の授業では、地区ごとに採択された教科書を使用します。

子どもたち一人一人の考えを深めさせるためには、教科書だけでなく、地域教材など多様な教材を併せて活用していくことが重要となります。

県教育委員会では、これまでに、本県に関わりの深い人物の思いや生き方、自然や伝統文化のすばらしさについて取り上げた読み物資料「ふるさと とちぎの心」を作成し、各学校に配布しています。

本資料を通して、子どもたちに自分の生き方について考えさせるとともに、豊かな心を育み、自分が暮らす郷土に誇りを持った人になってほしいと思います。教科書とともに引き続き各学校での活用をお願いしています。

県のホームページに掲載していますので御覧ください。



ふるさと とちぎの心
（栃木県道徳教育郷土資料集）
【小学校高学年編（平成27年3月）】

〔参考2 道徳科における評価〕

「道徳科」では、「児童の成長を見守り、努力を認めたり、励ましたりすることによって、児童が自らの成長を実感し、さらに意欲的に取り組もうとするきっかけとなる」ように、道徳科の授業中における子どもたちの学びの姿を評価することになります。道徳科の授業における子どもの姿や成長の様子を通知票等を通して御家庭にお伝えします。

ただし、道徳科の評価は入学者選抜などには活用されません。

とちぎの子どもたちの豊かな心の育成に向けて

子どもたちは今後、急激な社会の変化に対応しながら生きていくことが求められます。そのため、学力、体力を向上させ、豊かな人間性を養い、生涯にわたって学び続けようとする力を育むことが重要です。また、地域での豊かな体験のほか、日本や世界にも目を向けるなど、広い視野で自分の生き方と社会との関わりを考えさせ、一人一人が自分の夢を持ち、それを志へ高められるよう、子どもたちを支援していく必要があります。そのような中、道徳教育の果たす役割は大きく、「豊かな心」だけでなく、「確かな学力」や「健やかな体」の基盤となり、「生きる力」を育むために極めて重要なものとなります。

子どもたちの将来を見据えた教育を推進するため、今後とも、御家庭や地域での御支援をどうぞよろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

栃木県教育委員会事務局学校教育課 〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20

【ホームページ】

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m04/education/gakkouyouiku/shouchuu/doutoku.html>

【栃木県ホーム>栃木県教育委員会>学校教育>小・中学校>「教え育てる道徳教育」指導資料】



とちぎの子どもたちの豊かな心を育む

「教え育てる道徳教育」について

1. 「教え育てる道徳教育」ってどんなことをするの？

2. 「とちぎの子どもたちへの教え」、「5つの教え」って何？

3. 「特別の教科 道徳」って何だろう？



1. 本県が推進する「教え育てる道徳教育」

「教え育てる道徳教育」とは、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育むために、「教えること」と「育てること」をともに大切にしながら、互いに関連付けて指導する教育活動のことです。

右の図にあるように、「教えること」は、学校生活におけるあらゆる場面で行う指導であり、「育てること」は「特別の教科 道徳」の授業を中心に行う指導になります。

本県では、平成23年度から、この考えに基づいた指導が各学校で進められるようお願いしています。

「教え育てる道徳教育」イメージ

人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育みます。



学校ではどのような指導を行っているのでしょうか。

「友人に悪口を言っている子どもに対する指導」を例に見てみると…

「教えること」

学校生活の中で指導すべき場面を見逃さず、その場で指導します。

- 「悪口を言うことはいけません。」と、まずその行為について指導します。
- ・悪口を言うことは、よいことなんでしょうか？（善悪の判断）
- ・言われた人は、どんな気持ちになりますか？（思いやり）

「育てること」

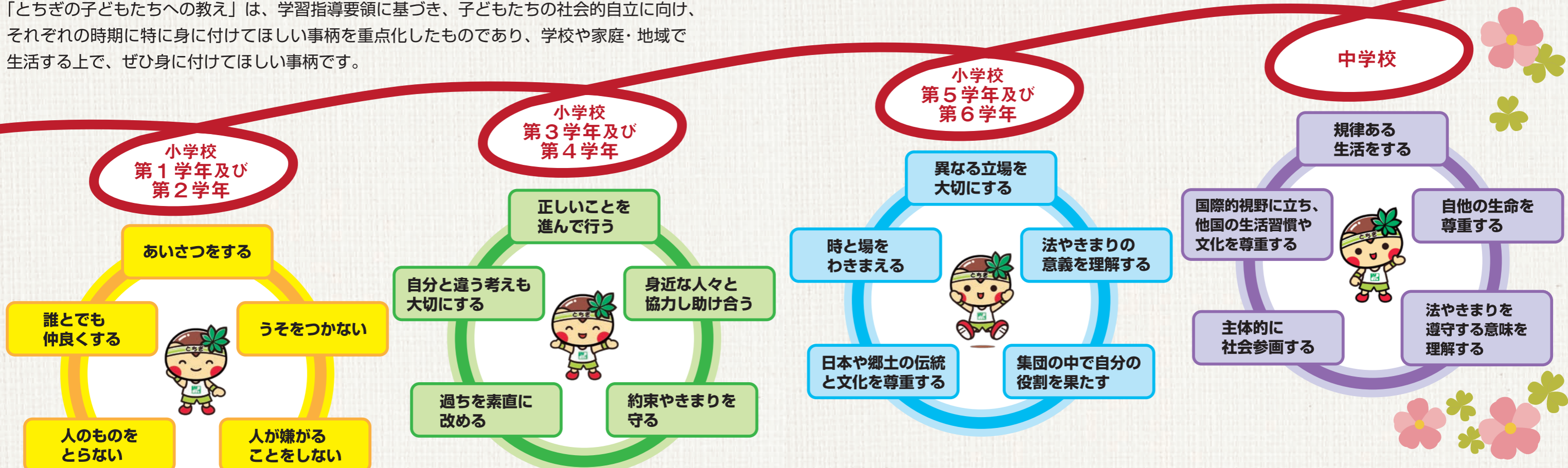
「特別の教科 道徳」を中心として、心に働きかけます。

- 「悪口を言わない」と思うことにつながる道徳的価値について、授業を通して考えさせ、計画的に内面的資質を育成します。
- ・善悪の判断 ・思いやり ・友情 ・寛容 等

とちぎの子どもたちへの教え

～人として、してはならないこと、すべきこと～

「とちぎの子どもたちへの教え」は、学習指導要領に基づき、子どもたちの社会的自立に向け、それぞれの時期に特に身に付けてほしい事柄を重点化したものであり、学校や家庭・地域で生活する上で、ぜひ身に付けてほしい事柄です。



5つの教えで育もう！とちぎの子どもたちの豊かな心

栃木県教育委員会

2. とちぎの子どもたちへの教え…「教えること」

学校では、日常的な生活場面を含む学校生活のあらゆる場面で、繰り返し「だめなものはだめと教える」、あるいは「教えるべきことをしっかりと教える」指導を行っています。

とちぎの子どもたちにぜひ身に付けてほしい事柄を「とちぎの子どもたちへの教え～人として、してはならないこと、すべきこと～」として、それぞれの学年段階で「5つの教え」にまとめ、教えるべきこととして繰り返し指導しています。上の図のとちまるくんの周りに示した事柄が「5つの教え」の具体的な内容です。

どの御家庭でも「こういう子に育てほしい」という願いがあると思います。「5つの教え」は、その願いを実現していく上で、基盤となるものではないでしょうか。それぞれの学年の「5つの教え」をお子様と一緒に確認していただき、右の例を参考に御家庭で、できることを考えていただきたいと思います。

学校・家庭・地域が一体となって「5つの教え」を推進していくことで、子どもたちの豊かな心が育まれることを願っています。

家庭でできる「5つの教え」例

御家庭で、こんな場面はありませんか。



「おはよう!」、「おやすみ。」など、子どもと毎日言葉を交わすこと

『あいさつをする(1・2年生)』ことにつながります。

「テレビは何時まで見るの?」、「8時までは見たいな。」など、子どもに時間を確認すること

『約束やきまりを守る(3・4年生)』ことにつながります。

子どもに夕食の配膳などの役割を与え、その取組を見届けること

『集団の中で自分の役割を果たす(5・6年生)』ことにつながります。